

四半期報告書

(第165期第1四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

澁澤倉庫株式会社

東京都江東区永代二丁目37番25号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7

2 役員の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	13

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第165期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 笠原 伸次
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番25号
【電話番号】	東京 03 (5646) 7234
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部経理部長 真鍋 雅信
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区永代二丁目37番25号
【電話番号】	東京 03 (5646) 7234
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部経理部長 真鍋 雅信
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 （横浜市中区海岸通三丁目9番地） 澁澤倉庫株式会社 東京支店千葉港営業所 （千葉市中央区中央港二丁目4番3号） 澁澤倉庫株式会社 北関東支店 （さいたま市北区大成町四丁目914番地1） 澁澤倉庫株式会社 中部支店 （愛知県小牧市入鹿出新田822番地） 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 （大阪市港区築港四丁目1番11号） 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 （神戸市中央区港島一丁目5番地8） 澁澤倉庫株式会社 中国・九州支店 （福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目9番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の中国・九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第164期 第1四半期連結 累計期間	第165期 第1四半期連結 累計期間	第164期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益（百万円）	13,643	13,950	53,277
経常利益（百万円）	846	798	2,584
四半期（当期）純利益（百万円）	363	512	575
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△145	466	△115
純資産額（百万円）	32,257	32,427	32,190
総資産額（百万円）	89,782	86,245	87,869
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	4.78	6.74	7.56
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	35.3	36.9	36.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	902	△258	4,800
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△198	△878	△1,099
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△579	△953	△3,058
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	7,743	6,141	8,234

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第164期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災に起因するサプライチェーンの寸断や電力の供給不足などにより、生産や輸出が大幅に減少したほか、国内需要も減退するなど、厳しい状況で推移しました。

物流業界においても、震災の影響が下押し圧力となったほか、不動産賃貸業界においては、都市部のオフィスビルの空室率は下落傾向ながらも依然として高く、賃料相場は軟調に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、積極的な営業活動を展開するとともに、中期経営計画「SUCCESS 2012」に沿った事業戦略を進めてまいりました。物流事業においては、海外ネットワークの拡充や国内拠点の統廃合による合理化を推進しました。また、不動産事業においては、テナント満足度の向上および現有資産の付加価値増加に努めました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は、前年同期比3億7百万円（2.3%）増の139億5千万円となりました。営業利益は、不動産事業で若干減益となったものの、本社ビルへの機能集約に伴う賃借料の減少などにより、前年同期並みの8億3千3百万円となりました。経常利益は、金融費用の増加により、同4千7百万円

（5.7%）減の7億9千8百万円となりました。また、四半期純利益は、固定資産処分損の減少や連結子会社における債務免除益の計上などにより、同1億4千9百万円（41.2%）増の5億1千2百万円となりました。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりであります。

① 物流事業

倉庫業務は、保管料収入はほぼ前年同期並みを確保したものの、倉庫の一時的稼働低下もあり荷役料が減収となり、営業収益は前年同期比4千4百万円（1.9%）減の23億3百万円となりました。

港湾運送業務は、在来船貨物に係る船内荷役業務の減少などにより、営業収益は同4千2百万円（2.9%）減の14億7百万円となりました。

陸上運送業務は、フェリー航送を含めた輸配送業務の取扱いが増加し、営業収益は同3億5千7百万円（5.4%）増の69億3千3百万円となりました。

国際輸送業務は、海上貨物の取扱いが減少した一方、航空貨物の取扱いが伸長し、営業収益は同1億3千7百万円（13.7%）増の11億4千1百万円となりました。

この結果、物流事業全体の営業収益は前年同期比3億8千4百万円（3.3%）増の121億7千4百万円となりました。営業費用は、貨物取扱いの増加に伴う作業費の増加などにより、同3億4千4百万円（3.0%）増の116億6千3百万円となりました。以上により、営業利益は、前年同期比3千9百万円（8.4%）増の5億1千1百万円となりました。

② 不動産事業

テナントによる節電対策が実施されたほか、一部賃貸施設の解約の影響もあり、営業収益は前年同期比5千8百万円（3.4%）減の16億8千2百万円となりました。営業費用は、光熱動力費の減少などにより、同4千8百万円（5.0%）減の9億1千6百万円となりました。以上により、営業利益は、前年同期比1千万円（1.4%）減の7億6千6百万円となりました。

（注）消費税等の会計処理は、税抜き方式によっているため、上記営業収益等に消費税等は含まれておりません。
以下の記載事項においても同様であります。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、有価証券の償還等により、前連結会計年度末に比べ16億2千4百万円減少し、862億4千5百万円となりました。

負債については、設備購入資金の決済や借入金の約定返済が進んだことにより、前連結会計年度末に比べ18億6千1百万円減少し、538億1千7百万円となりました。

また、純資産については、その他有価証券評価差額金の減少等があったものの、四半期純利益の計上により、前連結会計年度末に比べ2億3千7百万円増加し、324億2千7百万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末より0.9ポイント増加し、36.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの減少により、全体で20億9千2百万円の減少となり、現金及び現金同等物の四半期末残高は、61億4千1百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の計上および減価償却費による資金留保等があったものの、法人税・消費税等及び賞与の支払い等により2億5千8百万円の減少（前年同四半期比11億6千1百万円の減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等があったため、8億7千8百万円の減少（前年同四半期比6億8千万円の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の約定返済や配当金の支払いがあったため、9億5千3百万円の減少（前年同四半期比3億7千3百万円の減少）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(ii)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(iii)健全な財務体質、(iv)専門性を有する人材の育成と確保、(v)取引先との信頼関係、および(vi)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組の具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組の概要

当社は、上記基本方針を実現するため、物流事業と不動産事業を当社グループのコアビジネスと位置付け、新3ヵ年計画「SUCCESS 2012」を2010年度からスタートさせております。具体的には、物流事業戦略としては、(i)倉庫拠点を核とした総合物流サービス機能の拡充による収益力の強化、(ii)海外ネットワークの強化による国際輸送サービスの拡充、(iii)事業領域の選択と集中による経営資源の効率化を、また、不動産事業戦略としては、(i)保有資産の時価ベースによる付加価値を判断基準とした再開発による利益の最大化、(ii)環境・省エネおよび快適性を重視したテナント満足度向上による収益の拡大を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させることにより、コーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組の概要

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会および平成22年6月29日開催の当社第163期定時株主総会の決議において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

ア) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

イ) 本プランの対象となる買付等

本プランは、以下の(i)もしくは(ii)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

ウ) 本プランの手続

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む意向表明書を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様への判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等を受領してから原則として最大60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合や、一定の行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合等、本プラン所定の発動事由のいずれかに該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本プランにおいて定める発動事由のうち実質判断を伴う所定の発動事由の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を速やかに行うものとします。ただし、当社取締役会は、独立委員会が、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとし、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。

エ) その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権には、一定の除外事由が存する場合を除き、買付者等およびその関係者による権利行使が認められないとの行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途定める金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により当社普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、当社第163期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。

③ 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非について株主の皆様意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	76,088,737	76,088,737	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	76,088,737	76,088,737	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	76,088,737	—	7,847	—	5,660

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 49,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 75,922,000	75,922	—
単元未満株式	普通株式 117,737	—	—
発行済株式総数	76,088,737	—	—
総株主の議決権	—	75,922	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
澁澤倉庫株式会社	東京都江東区永代 2-37-25	49,000	—	49,000	0.06
計	—	49,000	—	49,000	0.06

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は、50,543株であります。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,540	6,177
受取手形及び取引先未収金	9,084	9,650
有価証券	3,200	1,502
その他	3,555	3,969
貸倒引当金	△13	△13
流動資産合計	22,367	21,286
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	32,241	31,797
土地	19,610	19,610
その他（純額）	2,224	2,209
有形固定資産合計	54,076	53,616
無形固定資産	710	701
投資その他の資産		
投資有価証券	8,603	8,471
その他	2,135	2,194
貸倒引当金	△46	△45
投資その他の資産合計	10,692	10,620
固定資産合計	65,479	64,938
繰延資産	22	19
資産合計	87,869	86,245

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	4,054	4,365
短期借入金	8,579	8,657
未払法人税等	313	292
引当金	695	382
その他	8,126	7,532
流動負債合計	21,769	21,229
固定負債		
社債	7,000	7,000
長期借入金	19,132	18,343
長期預り金	5,056	5,041
退職給付引当金	2,016	1,991
その他	703	210
固定負債合計	33,909	32,587
負債合計	55,678	53,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,847	7,847
資本剰余金	5,663	5,663
利益剰余金	17,630	17,914
自己株式	△18	△18
株主資本合計	31,122	31,406
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,175	1,086
為替換算調整勘定	△676	△651
その他の包括利益累計額合計	498	434
少数株主持分	569	586
純資産合計	32,190	32,427
負債純資産合計	87,869	86,245

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
営業収益		
倉庫保管料	1,195	1,212
倉庫荷役料	1,151	1,090
荷捌料	2,582	2,672
陸上運送料	6,575	6,931
物流施設賃貸料	227	222
不動産賃貸料	1,709	1,653
その他	200	167
営業収益合計	13,643	13,950
営業原価		
作業費	8,525	8,894
賃借料	605	564
人件費	817	846
減価償却費	660	628
その他	1,426	1,401
営業原価合計	12,035	12,335
営業総利益	1,607	1,615
販売費及び一般管理費	777	781
営業利益	830	833
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	132	128
その他	51	54
営業外収益合計	188	187
営業外費用		
支払利息	153	140
資金調達費用	—	65
その他	17	16
営業外費用合計	171	222
経常利益	846	798
特別利益		
債務免除益	—	114
特別利益合計	—	114
特別損失		
固定資産処分損	199	77
投資有価証券評価損	—	15
賃貸借契約解約損	40	—
特別損失合計	240	93
税金等調整前四半期純利益	606	820
法人税等	223	293
少数株主損益調整前四半期純利益	382	526
少数株主利益	19	14
四半期純利益	363	512

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	382	526
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△540	△88
為替換算調整勘定	13	27
その他の包括利益合計	△527	△60
四半期包括利益	△145	466
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△163	448
少数株主に係る四半期包括利益	18	17

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	606	820
減価償却費	695	659
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△25	△0
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	7
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△32	△24
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△81
受取利息及び受取配当金	△137	△133
支払利息	153	140
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	15
固定資産売却損益 (△は益)	△2	△2
固定資産除却損	4	23
売上債権の増減額 (△は増加)	△462	△566
仕入債務の増減額 (△は減少)	59	311
その他	431	△1,062
小計	1,290	107
利息及び配当金の受取額	138	131
利息の支払額	△214	△195
法人税等の支払額	△311	△302
営業活動によるキャッシュ・フロー	902	△258
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,392	△698
定期預金の払戻による収入	1,390	695
有形固定資産の取得による支出	△163	△819
有形固定資産の売却による収入	6	4
無形固定資産の取得による支出	△11	△20
投資有価証券の取得による支出	△9	△21
出資金の回収による収入	0	—
貸付けによる支出	△38	△44
貸付金の回収による収入	20	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△198	△878
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	120	131
長期借入れによる収入	509	—
長期借入金の返済による支出	△969	△843
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△228	△229
少数株主への配当金の支払額	—	△0
リース債務の返済による支出	△11	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△579	△953
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	118	△2,092
現金及び現金同等物の期首残高	7,381	8,234
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	243	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,743	※ 6,141

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1. 受取手形割引高は36百万円であります。	1. 受取手形割引高は27百万円であります。
2. 偶発債務 下記会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。	2. 偶発債務 下記会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。
(株)ワールド流通センター 678百万円	(株)ワールド流通センター 651百万円
澁澤物流(上海)有限公司 16百万円	澁澤物流(上海)有限公司 16百万円
システム物流(株) 18百万円	システム物流(株) 30百万円
計 712百万円	計 698百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金勘定 6,266百万円	現金及び預金勘定 6,177百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等 Δ 1,623百万円	預入期間が3か月を超える定期預金等 Δ 1,536百万円
容易に換金可能で、価値変動リスクの僅少な短期投資 3,100百万円	容易に換金可能で、価値変動リスクの僅少な短期投資 1,500百万円
現金及び現金同等物 7,743百万円	現金及び現金同等物 6,141百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	228	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	228	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	物流事業	不動産事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する営業収益	11,781	1,709	13,490	152	13,643	—	13,643
セグメント間の内部営業収益又は振替高	9	31	41	0	41	(41)	—
計	11,790	1,741	13,532	152	13,685	(41)	13,643
セグメント利益	471	776	1,248	7	1,255	(425)	830

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ゴルフ場運営等の業務を含んでおります。

(注2) セグメント利益の調整額△425百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△423百万円及びその他の調整額△2百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理費であります。

(注3) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	物流事業	不動産事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する営業収益	12,173	1,653	13,826	124	13,950	—	13,950
セグメント間の内部営業収益又は振替高	1	29	31	0	31	(31)	—
計	12,174	1,682	13,857	124	13,981	(31)	13,950
セグメント利益又は損失(△)	511	766	1,277	△13	1,264	(430)	833

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ゴルフ場運営等の業務を含んでおります。

(注2) セグメント利益又は損失(△)の調整額△430百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理費であります。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円78銭	6円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	363	512
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	363	512
普通株式の期中平均株式数(千株)	76,041	76,038

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

当社及び当社子会社である(株)埼玉カントリー倶楽部(以下、「埼玉カントリー倶楽部」といいます)は、平成23年3月30日開催の取締役会の決議に従い、平成23年7月1日付で埼玉カントリー倶楽部の経営する埼玉ゴルフクラブの事業を会社分割(新設分割)により新設会社に承継させた上で、同新設会社の株式を(株)アコーディア・ゴルフ(以下、「アコーディア」といいます)の子会社である(株)アコーディアAH12(以下、「アコーディアAH12」といいます)に譲渡致しました。

1. 会社分割及び株式譲渡の目的

当社子会社である埼玉カントリー倶楽部は、昭和55年に埼玉ゴルフクラブを開場し、これまでゴルフ場経営事業を行ってまいりましたが、このたび当社は、経営資源の選択・集中に取り組む一環として、埼玉カントリー倶楽部の同事業を会社分割により新設会社に承継させた上で、同新設会社の全株式をアコーディアAH12に譲渡致しました。

アコーディアAH12は、ゴルフ場経営をコア事業として営み、高い評価を得ているアコーディアの子会社であります。当社としては、アコーディアならびにアコーディアAH12にゴルフ場運営が転換することで、更なるゴルフ場の発展が図れるものと判断致しました。

2. 会社分割及び株式譲渡の要旨

① 会社分割及び株式譲渡の日程

株式譲渡契約締結日	: 平成23年3月30日
新設分割計画承認株主総会	: 平成23年5月27日
分割期日	: 平成23年7月1日
株式譲渡日	: 平成23年7月1日

② 分割方式

埼玉カントリー倶楽部を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割であります。

③ 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを埼玉カントリー倶楽部に割り当てました。

④ 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、分割会社の効力発生日における埼玉カントリー倶楽部の流動資産、流動負債の各一部、会員の一部の預託金債務及び雇用契約を除いたゴルフ事業に関する資産・債務その他の権利義務(*下記参照)について、平成23年3月30日付の新設分割計画書に定めたものを承継致しました。承継会社が承継する債務については、免責的債務引受けと致しました。

* 主要な承継資産・債務

土地、コース、建物、構築物、会員の一部の預託金債務

⑤ 株式譲渡の概要

平成23年7月1日をもって、新設会社の全株式を、埼玉カントリー倶楽部からアコーディアAH12に譲渡致しました。

3. 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

認識致しません。

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額ならびにその内訳

流動資産	18百万円
固定資産	1,176百万円
資産合計	1,195百万円
流動負債	229百万円
固定負債	11百万円
負債合計	240百万円

4. 当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益	124百万円
営業損失	13百万円

5. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

「その他」(ゴルフ場運営の業務)であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

澁澤倉庫株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁澤倉庫株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 笠原 伸次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番25号
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 澁澤倉庫株式会社 東京支店千葉港営業所 (千葉市中央区中央港二丁目4番3号) 澁澤倉庫株式会社 北関東支店 (さいたま市北区大成町四丁目914番地1) 澁澤倉庫株式会社 中部支店 (愛知県小牧市入鹿出新田822番地) 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市港区築港四丁目1番11号) 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 (神戸市中央区港島一丁目5番地8) 澁澤倉庫株式会社 中国・九州支店 (福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目9番26号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の中国・九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 笠原伸次は、当社の第165期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。